

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月3日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 品田 耕一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 品田 耕一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,186,077,530円

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月4日に提出した有価証券届出書及び平成22年7月2日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成22年6月29日に開催された第149期定時株主総会において、第1号議案「株式併合の件」が承認可決され、平成22年8月3日に当該株式併合の効力が生じたことに伴い、記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

第2 売出要項

募集に関する特別記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

2. 本新株予約権の発行条件

本新株予約権の上記発行決議は平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合（10株を1株に併合するものであり、以下、「本件株式併合」といいます。）の効力が生ずること（効力発生日は平成22年8月3日を予定しております。）を条件としております。

当社が平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合を必要とする理由及び株式併合の内容は以下のとおりです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 本新株予約権の発行条件

本新株予約権の上記発行決議は平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合（10株を1株に併合するものであり、以下、「本件株式併合」といいます。）の効力が生ずることを条件としておりましたが、本件株式併合は平成22年8月3日に効力を生じております。

当社が平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合を必要とする理由及び株式併合の内容は以下のとおりです。

<後略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	Oakキャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。 (本件株式併合後は、単元株式数は100株である。(注)1。)
------------------	--

<中略>

(注)1. 本件株式併合の効力発生を条件として、本件株式併合によっても、株主の皆様の権利や市場における当社普通株式の売買の利便性・流動性が損なわれないようにするため、及び株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、現在1,000株である当社株式の売買単位を100株に変更いたします。なお、変更に伴い、平成22年7月29日(木)以降、株式会社東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。

<中略>

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (3) 本新株予約権の上記発行決議は平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合の効力が生ずることを前提としかつ条件とします。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼CEOに一任します。

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	Oakキャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。(注)1。
------------------	---

<中略>

(注)1. 平成22年8月3日に効力が生じた本件株式併合によっても、株主の皆様の権利や市場における当社普通株式の売買の利便性・流動性が損なわれないようにするため、及び株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、現在1,000株である当社株式の売買単位を100株に変更いたしました。なお、変更に伴い、平成22年7月29日(木)以降、株式会社東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されております。

<中略>

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件としましたが、この効力は平成22年6月20日に生じております。
- (3) 本新株予約権の上記発行決議は平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合の効力が生ずることを前提としかつ条件としましたが、本件株式併合の効力は平成22年8月3日に生じております。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼CEOに一任します。

第2【売出要項】

【募集に関する特別記載事項】

（訂正前）

当社は、平成22年6月4日開催の取締役会において、平成22年9月30日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して新株予約権を割当ててを決定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、会社法第277条に基づく株主への新株予約権無償割当てによる第5回新株予約権の発行により行うものでありますが、本新株予約権は下記1.に記載の通り株主の皆様への還元を目的としたものであり、会社の役員・従業員に対するストックオプションとしての新株予約権同様、会社の将来的な企業業績向上、ひいては株主価値向上を現時点でポテンシャルとして株主の皆様にご享受いただくという意味で、所謂ストックオプションに類似の新株予約権であります。

また、本新株予約権の発行は、平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会上に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合（10株を1株に併合するもの。）の効力が生ずること（本件株式併合の効力発生日は平成22年8月3日を予定しております。）を条件としております。

<後略>

（訂正後）

当社は、平成22年6月4日開催の取締役会において、平成22年9月30日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して新株予約権を割当ててを決定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、会社法第277条に基づく株主への新株予約権無償割当てによる第5回新株予約権の発行により行うものでありますが、本新株予約権は下記1.に記載の通り株主の皆様への還元を目的としたものであり、会社の役員・従業員に対するストックオプションとしての新株予約権同様、会社の将来的な企業業績向上、ひいては株主価値向上を現時点でポテンシャルとして株主の皆様にご享受いただくという意味で、所謂ストックオプションに類似の新株予約権であります。

また、本新株予約権の発行は、平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会上に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合（10株を1株に併合するもの。）の効力が生ずることを条件としてありましたが、本件株式併合は平成22年8月3日に効力を生じております。

<後略>